

再生資源物を屋外保管する事業者のみなさまへ

2019年7月より、『届出』が必要になります。

なお、2019年7月1日時点で既に再生資源物の屋外保管を行っている場合は、2019年12月31日までに届出が必要となり、屋外保管基準は2020年1月1日から適用されます。

条例制定の目的・・・

市では、市民生活の安全の確保等を図る目的で、金属スクラップ等の「有価物」の屋外保管について、届出や屋外保管基準などを定めた「綾瀬市再生資源物の屋外保管に関する条例」を制定いたしました。

再生資源物とは・・・

使用を終了し、収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器又はプラスチックを原材料とするものです。また、分解、破砕、圧縮等の処理がされたものも含まれます。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される廃棄物等を除きます。

屋内の判断・・・

再生資源物を屋内で保管している場合は、本条例から除外されることとなりますが、屋内保管とは、屋根及び三方に壁を有する工作物であり、条例の目的が達成できる構造（崩落、飛散を防止できる構造）のものとなりますので、キャノピー構造の構造物や、屋外保管施設にブルーシートやテントのような軽微なもので屋根を作っても「屋内」とはなりませんので、注意してください。

届出の対象者は・・・

敷地面積が100㎡を超えている事業場で、収集された使用済みの金属（鉄、非鉄など）やガラスなどの「再生資源物」を屋外で保管している事業者です。

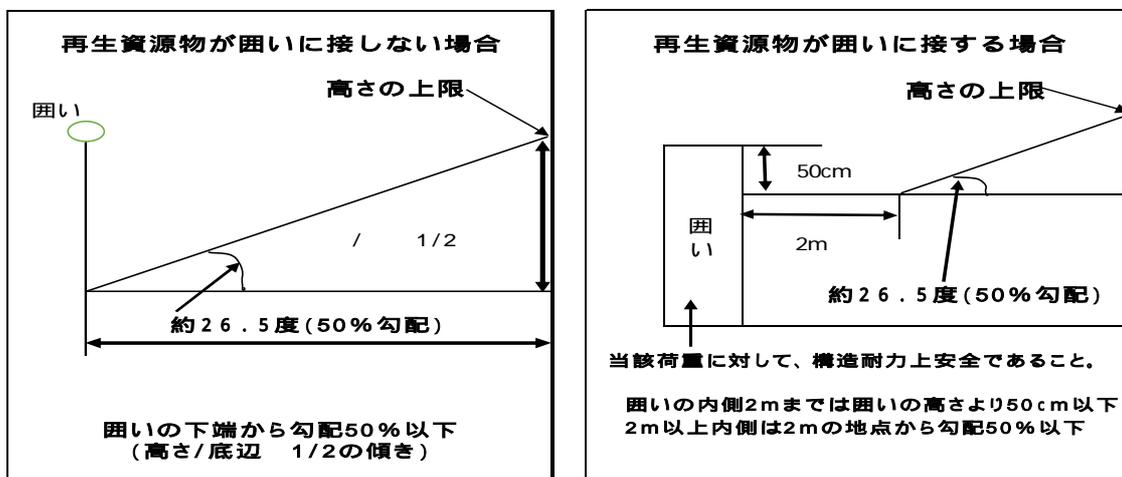
ただし、処分品を一時的に屋外で保管している店舗や工場などは除かれます。

屋外保管する事業者は、次の基準を遵守してください・・・

再生資源物を屋外で保管する全ての事業者（敷地面積が100㎡を超えていない事業場も含む。）は、次の基準を遵守しなければなりません。

- (1) 屋外保管の場所の周囲に囲いを設けること。
- (2) 再生資源物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合は、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であるようにすること。
- (3) 外部から見やすい箇所に表示板を設けること。
- (4) 騒音又は振動が発生する場合は、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じること。

- (5) 火災の発生又は延焼を防止するために、必要な措置を講じること。
- (6) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (7) 容器を用いずに屋外保管をする場合は、積み上げられた再生資源物の高さが、下図に示す高さを超えないようにすること。



囲いの安全性・・・

再生資源物の荷重が、囲いに直接負荷のある場合、その荷重に対して「構造耐力上安全」と判断されるものを事業者の責任において設置していただく必要があります。また、届出受領後は、囲いの状況確認（囲いが傾いていないか等）のため、現地調査を行います。

届出先及び条例等に関する相談・・・

名 称	住 所	電話番号
綾瀬市役所 市民環境部 環境保全課	〒252-1192 綾瀬市早川550番地	代表 0467-77-1111 直通 0467-70-5619

届出書等の書類・・・

市に提出する書類は、市ホームページ「(<http://www.city.ayase.kanagawa.jp/>) トップページ>申請書等配信コーナー>事業者向け>自然・環境・緑化>環境関係>綾瀬市再生資源物の屋外保管に関する届出関係」からダウンロードできます。その他添付資料等については、別途「事業者手引き」を参照してください。

- 再生資源物の屋外保管に係る届出書 (第1号様式)
- 再生資源物の屋外保管に係る事業計画書 (第2号様式)
- 再生資源物の屋外保管に係る変更届出書 (第3号様式)
- 再生資源物の屋外保管に係る廃止届出書 (第4号様式)
- 再生資源物の屋外保管に係る表示板 (第5号様式)
- 事業者手引き